平成２７年（フ）第３６号
福岡県豊前市大字岸井85番地１　チェルシーパークⅡ10―Ｃ
債務者　杉元　八生
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第７号
北海道網走市つくし ケ丘６丁目９番１―24号
債務者　梅村　真司
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
岩手県奥州市水沢区字赤土田15番地２　赤土田住宅２号棟２－２号、旧住所岩手県奥州市水沢区黒石町字内熊ヶ沢69番地７
債務者　佐々木たい子（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第３４号
山形県酒田市緑町４番８号
債務者　佐藤　沙季
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３６号
山形県東田川郡庄内町余目字三人谷地74番地１
債務者　志田　法子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３５号
福島県耶麻郡北塩原村大字北山字松陽台１番地４、前住所福島県耶麻郡北塩原村大字北山字新井舘3847番地
債務者　吉川　旭
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
埼玉県川越市豊田町２丁目20番地36
債務者　溝井　啓議
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２３６号
埼玉県川越市豊田町２丁目20番地36
債務者　溝井　美紀（旧姓小田川）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２８６号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３―11―501
債務者　渡邊　幸信
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３０６号
住所秘匿、前住所神奈川県小田原市穴部80番地　エクセレントヒルズ103号
債務者　山中　臣
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３０９号
埼玉県川越市大字小ケ谷284番地７　オンワームリー２階206号室、前住所熊本県天草市川原新町82番地　新川原荘201号
債務者　嶋嵜　恵美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１５０号
愛知県安城市上条町吹付18番地１　市営住宅201
債務者　香村　綾乃
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６０１号
大阪府吹田市長野西13番16―410号
債務者　小寺　大介
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７１７号
大阪府東大阪市末広町19番15号
債務者　髙橋　誠
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２００８号
大阪市住吉区苅田４丁目11番28号
債務者　大﨑　和彦
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３９９号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　白雲寮
債務者　笹部　勇二
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５３１号
大阪府門真市東江端町３番12―102号
債務者　松下　一志
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６１８号
大阪市東成区中道２丁目３番２―605号
債務者　桐村　真喜
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部